

# JGN2plus-Partnership Access Point

## 運用の手引き



平成 21 年 4 月

(Rev7)

独立行政法人情報通信研究機構

## はじめに

JGN2 plusは独立行政法人情報通信研究機構(以下、「NICT」)が運営する研究開発テストベッドネットワークであり、接続拠点として、全国にアクセスポイント(以下、「AP」)を設置しています。

この度、JGN2 plus利用者のさらなる利便性向上及び地域の活性化のため、『**パートナーシップアクセスポイント(Partnership Access Point 以下、「PAP」)**』の仕組みを定めました。JGN2 plus利用者においてはJGN2 plusへの接続の選択肢が広がると共に、足回り回線の負担の軽減につながるものと期待しております。

本手引きには、JGN2 plusのPAPに関する運用・手続きについて記載しております。

## 目次

第1章 P A Pとは	4
第2章 P A P運用ガイドライン	
2. 1 手続き	4
2. 1. 1 覚書の締結	
2. 1. 2 必要書類の提出	
2. 1. 3 連絡先	
2. 2 運用ポリシー	6
2. 3 回線の引き込み及び機器の設定について	6
2. 4 禁止事項の規定について	6
2. 5 N I C Tとの連携	6
2. 6 P A P利用者に対する情報提供	7
別紙1 J G N 2 p l u s -Partnership Access Point に関する覚書	
別紙2 J G N 2 p l u s -Partnership Access Point 運用機関調書	
(参考資料) 共同研究契約書 (例)	

## 第1章 PAPとは

PAPとは、JGN2 plusのAP以外で、JGN2 plusに接続されている機関のうち、当該機関以外のJGN2 plus利用者に対してもJGN2 plusの接続環境を提供することができ、その運用に関してNICTと覚書を締結した機関をいいます。

NICTでは、PAPについて、JGN2 plusのホームページ等で公開し、JGN2 plus利用者に広く周知いたします。

PAPとなった機関は、JGN2 plusのPAPであることを公表することが可能であり、JGN2 plus-PAPロゴ（図2）を使用することができます。

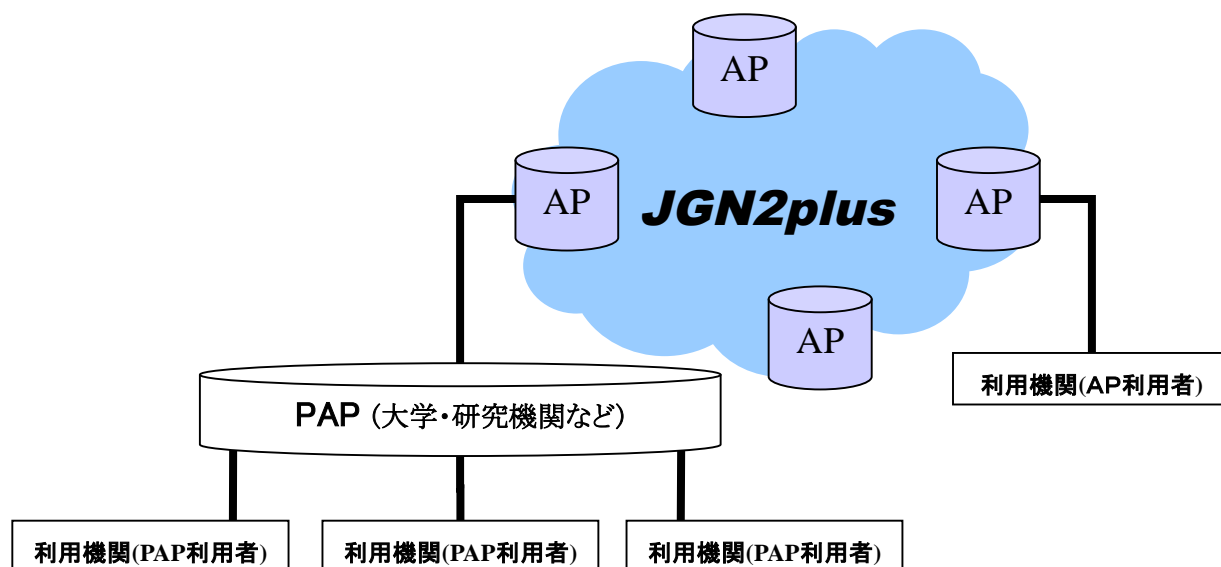


図1. 概要図



図2. PAPロゴ

## 第2章 PAP運用ガイドライン

### 2.1 手続き

PAPの運用を開始するにあたっては以下の手続きが必要になります。

### 2. 1. 1 覚書の締結

PAPの運用にあたっては、NICTとPAPになっていただく機関との間で、覚書(別紙1)の締結が必要となります。

### 2. 1. 2 必要書類の提出

- ①PAPとなることを希望する機関は統括する管理者を定め、PAPに関する必要事項をまとめた「JGN2plus-PAP運用機関調書」(別紙2)をNICTに提出してください。
- ②PAPに関する覚書に、NICT、PAP運用機関双方が同意の捺印を行います。

全ての手続きが完了した時点でPAPとしての運用開始となります。

「JGN2plus-PAP運用機関調書」は次のような項目から構成されます。

PAP運用機関情報	機関名、代表者名 連絡窓口 など
PAP運用情報	機器情報 提供可能なサービス情報 など

その他、必要な資料の提出をしていただくことがあります。

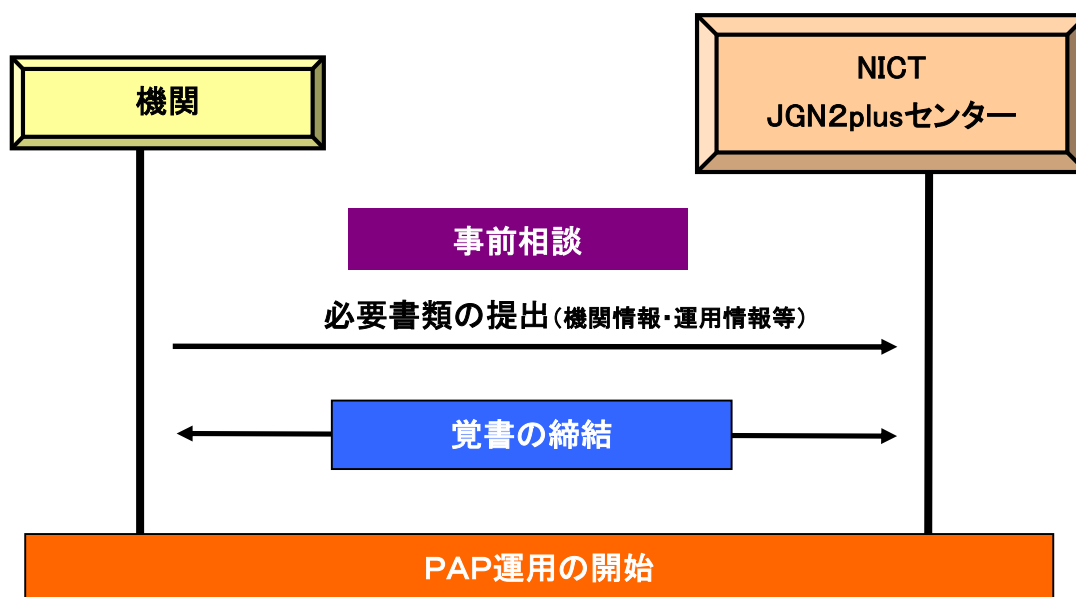


図3. 手続きフロー

### 2. 1. 3 連絡先

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-8-1 KDDI大手町ビル21階  
独立行政法人情報通信研究機構 連携研究部門  
テストベッド企画戦略グループ JGN2plusセンター  
TEL: 03-3272-3069 FAX: 03-3272-3062 E-Mail: jgn2center@jgn2plus.jp

## 2. 2 運用ポリシー

PAPの運用ポリシーは、PAP運用機関が独自に設定するものとし、JGN2 plusのアクセスポイント（以下、「JGN2 plus-AP」）との接続及びPAPの設備・運用に関する費用については、原則PAP運用機関が準備するものとします。また、PAPの運用に関わる内容については、原則としてNICTが要求するもの（下記2. 3～2. 5）以外は、PAPの運用ポリシーに従うものとします。ただし、PAPを利用してJGN2 plusを利用する者（以下、「PAP利用者」）に影響のある変更を実施する際には、事前にNICTと協議することとします。この種の変更には、JGN2 plus-APと接続する回線の変更、サービスの一時停止、サービスの長期停止、帯域制限等を含みます。なお、上記以外の定めのない事項については、双方協議の上決定するものとします。

また、PAPの運用に当たっては、JGN2 plusの回線設備及び運用の管理を行うJGN2 plus NOC (Network Operation Center) と、PAP運用機関が連携を図り、必要に応じて協議するなど、円滑な運用に努めるものとします。

### JGN2 plus NOC連絡先

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-8-1 KDDI 大手町ビル 2 1階  
Tel : 03-3272-3063 Fax : 03-5200-2118 E-Mail : noc@jgn2plus.jp

## 2. 3 回線の引き込み及び機器の設定について

### (1) 回線の引き込みが可能な場所への機器設置

PAPを利用する者のJGN2 plusの利用を希望する者（以下、「PAP利用希望者」）が回線の引き込みを要請した場合、当該希望者と調整の上、回線の引き込み・設備機器への接続等の対応をお願いします。

### (2) 機器の設定

機器の設定にあたっては、必要に応じてPAP運用機関がJGN2 plus NOCと連携の下、実施するものとします。

## 2. 4 禁止事項の規定について

PAPの運用ポリシーに次の禁止事項を規定するようお願いします。

- (1) JGN2 plusを利用して直接に営利を図る行為
- (2) JGN2 plusの運営を妨害する行為
- (3) 法令や公序良俗に反する行為
- (4) その他、NICTが不相当と認める行為

## 2. 5 NICTとの連携

### (1) 利用希望者の受け入れ判断

PAP利用希望の有無はJGN2 plusの利用申請がNICTに提出された際にNICTが確認し、該当するPAP運用機関に対して連絡いたします。PAP利用希望者の受け入れの可否をPAP運用機関が判断した上で、NICTに連絡をしてください。

※PAP利用希望者がJGN2plusを利用するにあたっては、別途NICTと「共同研究契約書」(参考資料)を結ぶ必要があります。

(2) PAP利用者からの問い合わせ対応

PAP利用者からの問い合わせに関する一次窓口はNICT(JGN2plusセンター)が行い必要に応じPAP運用機関の協力を求めますので、できる限り速やかな対応をお願いします。

(3) ハードウェア等稼動状況の監視

JGN2plusのネットワークやAPの監視はJGN2plusNOCが行いますが、PAPにおいて運用するルーター・スイッチ等のハードウェア等の監視はPAP運用機関が担当するものとします。

(4) 運用機関調書の記載内容変更時の連絡

調書の記載内容に変更が生じた場合は、変更内容を速やかにNICTに連絡して下さい。

2. 6 PAP利用者に対する情報提供

(1) 運用情報の提示

PAP運用機関は、以下の事項について、PAP利用者に対し情報提供して下さい。

- ① 問い合わせ窓口(問い合わせ可能時間帯)
- ② その他運用に関する事項

これらの情報は、希望によりJGN2plusホームページに掲載することが可能です。

(2) メンテナンス情報等の提示

JGN2plusでは、研究支援のため、ウェブ、メーリングリスト等により、メンテナンス情報や障害情報、トラフィック情報等を利用者に提供しています。PAPにおけるこれらのメンテナンス情報等も、提供して下さい。また、これらのPAPメンテナンス情報は、希望によりJGN2plusホームページに掲載することが可能です。

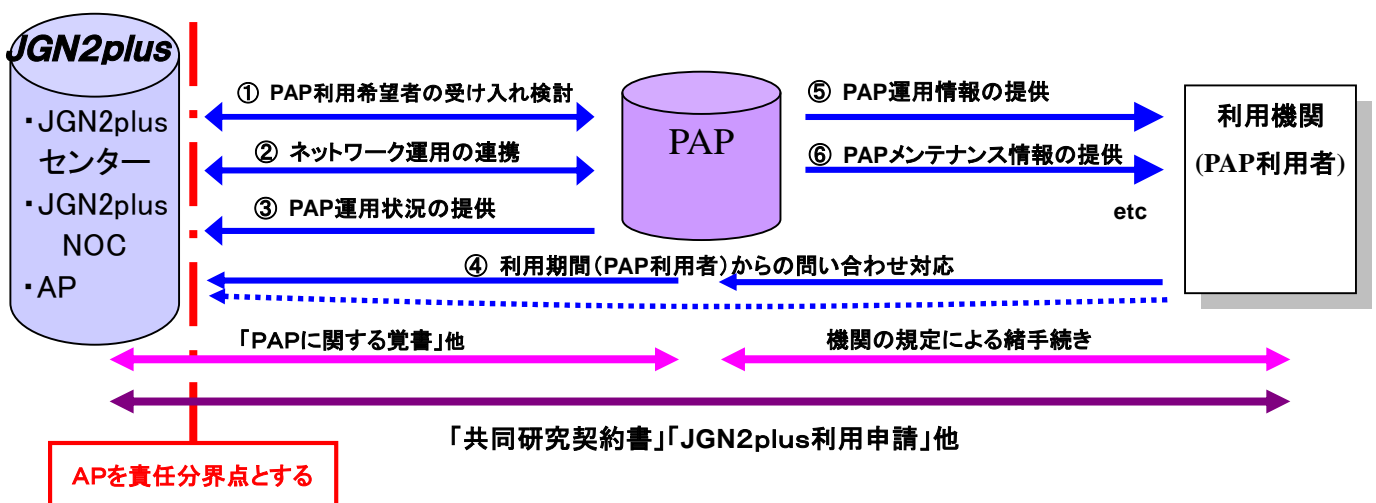


図4. JGN2plus と PAP と利用機関の役割

以上